

令和2年第2回

大空町議会臨時会会議録

- ・招集 令和2年4月27日
- ・開会 令和2年4月27日
- ・閉会 令和2年4月27日

大空町議会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番	後藤	忍	7番	品田	好博
2番	三條	幸夫	8番	齋藤	宏司
3番	上地	史隆	9番	松岡	克美
4番	田中	裕之	10番	深川	昇
5番	原本	哲己	11番	松田	信行
6番	沢出	好雄	12番	近藤	哲雄

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町 長 教育委員会教育長

副 町 長 産業課長

総合支所長 産業課参事

会計管理者 建設課長

総務課長 建設課参事

住民課長 住民福祉課長

福祉課長 総務課主査

福祉課参事

生涯学習課長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主幹

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和2年第2回大空町議会臨時会議事日程

第1号 令和2年4月27日（月） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 同意第3号 大空町固定資産評価員の選任について
- 日程第9 同意第4号 大空町職員懲戒審査委員会委員の選任について
- 日程第10 議案第36号 令和2年度大空町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 発議第7号 常任委員会委員の選任について
(諸般の報告)
- 日程第12 発議第8号 議会運営委員会委員の選任について
(諸般の報告)

令和2年第2回大空町議会臨時会議事日程

第2号 令和2年4月27日（月）

追加日程第1 議案第37号 令和2年度大空町一般会計補正予算（第3号）

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席する者は次のとおり。

町長 山下 英二 教育委員会教育長 渡邊 國夫

2. 大空町長の委任を受けて説明のため出席する者は次のとおり。

副町長 川口 明夫 産業課長 作田 勝弥

総合支所長 田中 信裕 産業課参事 中村 直樹

会計管理者 平田 義和 建設課長 高島 清和

総務課長 林 敏美 建設課参事 山本 純生

住民課長 星加 政志 住民福祉課長 阿部 征弘

福祉課長 鈴木 章夫 総務課主査 安念 真人

福祉課参事 阿部 雅浩

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席する者は次のとおり。

生涯学習課長 佐々木 徳幸

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長 藤田 勉 事務局主幹 田中 学

以上のとおり報告する。

令和2年4月27日

大空町議会議長 近藤 哲雄

諸 般 の 報 告

《令和2年3月30日～令和2年4月27日》

- 3月30日 第6回議員協議会
- 4月 7日 道立網走高等看護学院の存続を求める要請活動（札幌市）
- 8日 第1回総務厚生・第1回産業建設文教合同常任委員会
- 16日 第1回議会広報常任委員会
- 17日 第2回総務厚生・第2回産業建設文教合同常任委員会
第2回総務厚生常任委員会
第2回産業建設文教常任委員会
- 23日 第1回議会運営委員会
- 27日 第3回総務厚生・第3回産業建設文教合同常任委員会
第2回議会運営委員会
令和2年第2回臨時会

(開会 午前10時00分)

◎開会、開議宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから令和2年第2回大空町議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は
会議規則第127条の規定によって、議長において、6番、沢出好雄議員及
び7番、品田好博議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。議会運営委員会
審査の結果について委員長から報告の申し出がありますので、これを許しま
す。議会運営委員会委員長、齋藤宏司議員。

- ◇齋藤議員 おはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。本臨時会を開催するにあたり、4月23日に議会運営委員会を開き、会期等について協議いたしました。

本臨時会には、町長から提出されております案件が7件あります。その内容は、承認が4件、同意が2件、令和2年度の補正予算案が1件であります。このほか、議会提出案件が2件あります。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3 会期の決定についてを議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のと
おり、本日1日限りにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日限りに決定
しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇**事務局長** 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は12名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

◇**議長** これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第2号

◇**議長** 日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。星加住民課長。

◇**住民課長** 議案書の1ページでございます。承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年4月27日提出、大空町長、山下英二。

議案書3ページをお開き願います。専決処分書、大空町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和2年3月31日。大空町長、山下英二。

議案書5ページから16ページが大空町税条例等の一部を改正する条例の改正条文でございます。議会臨時会参考資料の1ページから6ページは大空町税条例等の一部を改正する条例の概要を、7ページから68ページには新旧対照表を掲載しております。改正の内容につきましては、概要によりご説明させていただきますので、参考資料の1ページをお開き願います。

承認第2号関係、大空町税条例等の一部を改正する条例の概要です。改正の趣旨でございますが、令和2年度地方税法税制改正において、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直し。所有者不明土地等に係る固定資産税の課題の対応。軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しなどを講ずることとされ、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、大空町税条例等の改正が必要となったことから、地方自治法の規定により、本年3月31日で専決処分をさせていただいたものでございます。

項目の1、個人町民税です。関係条文第24条、第34条の2、平成31年度改正条例のうち、第24条の改正規定、附則第1条第4項、附則第4条、①未婚のひとり親に対する税制上の措置では、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親間の不公平」を解消するために以下の措置が講じられます。ア、未婚のひとり親について寡婦（夫）控除を適用する。イ、寡

婦に寡夫と同じ所得制限を設ける。ウ、上記ア、イの対応を踏まえ、非課税措置の対象にひとり親を追加する。施行期日は、令和3年1月1日になります。

2 ページをお開き願います。関係条文第36条の3の2、第36条の3の3、②給与所得者又は公的年金等受給者の扶養親族申告書については、給与所得者又は公的年金受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とするなど所要の措置が講じられます。

関係条文、附則第8条第1項は、③肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について適用期限を3年延長するものです。②、③の施行期日は、令和2年4月1日になります。

関係条文、附則第17条第1項、④低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設については、個人が都市計画区域内にある低未利用土地等を譲渡した場合において、一定の要件を満たすときは、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除する制度を創設するもので、適用要件及び適用時期については、以下のとおりとなっております。④の施行期日は、令和3年1月1日になります。

3 ページになります。関係条文、附則第17条の2は、⑤優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、適用期限を3年延長するものです。施行期日は、令和2年4月1日になります。

関係条文、第19条、第20条、第23条第3項、第36条の2第1項は、⑥その他法令等改正に併せ所要の規定の整備及び項ズレを整備するものです。施行期日は、令和4年4月1日になりますが、第36条の2第1項については、令和3年1月1日になります。

項目の2、法人町民税です。関係条文、第31条第2項及び第3項、第48条第9項及び第16項、第50条第2項から第4項、第52条第4項から第6項、①国税における連結納税制度の見直しに伴う対応では、国税である法人税において、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度の廃止に伴う規定の整備をするものでございます。

関係条文、第48条第1項から第7項は、②その他法令等改正に併せ所要の規定の整備及び項ズレを整理するものです。①及び②の施行期日は、令和4年4月1日になります。

項目の3、固定資産税です。関係条文、第54条第5項、第74条の3、①所有者不明土地等に係る課税上の対応では、ア、現に所有している者の申告の制度化。イ、一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が不明な場合は、使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができることとするものでございます。

関係条文、附則第10条の2、②課税標準の特例措置の延長等については、地方税法改正に併せて、わがまち特例の対象資産に係る固定資産税について次のとおり見直しをします。ア、再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、見直しを行ったうえ適用期限を2年延長。イ、浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の

創設。

関係条文、第54条第2項、第4項、第6項から第8項、第61条第9項及び第10項、第61条の2、第75条、附則第10条の2では、③その他法令等改正に併せ所要の規定の整備及び項ズレを整理するものでございます。①から③の施行期日は、令和2年4月1日になります。

項目4、たばこ税です。関係条文、第94条第2項及び第4項、①計量な葉巻たばこの課税方式の見直しでは、軽量な葉巻たばこの課税標準について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本に換算することとする。なお、激変緩和の観点から、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間について、改正の対象を1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこに限ることとし、その場合の換算方法を葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算する方法とするものでございます。施行期日は、令和2年10月1日と令和3年10月1日になります。

関係条文、第96条第2項及び第3項、②輸出等に係る課税免除の手続きの簡素化では、輸出免税等の適用に当たって必要となる課税免除事由に該当することを証する書類の提出を不要とするなど、輸出免税制度に係る手続きの簡素化を図るものでございます。

関係条文、第98条第1項は、③条例改正による条ズレを整理するものでございます。②、③の施行期日は、令和2年4月1日になります。

項目の5、その他でございます。関係条文、附則第3条の2、附則第4条、①還付加算金等の割合の引き下げでは、低金利の状況を踏まえ、還付加算金特例基準割合及び法人町民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金特例基準割合を1%から0.5%に引き下げるものでございます。施行期日は、令和3年1月1日になります。

関係条文、附則第6条、附則第7条の3の2、附則第10条の4、附則第11条から附則第13条の4の2、附則第15条、第15条の2、附則第16条の第2項から第4項、附則第22条第1項及び第2項、附則第23条第1項、平成31年改正条例、平成30年改正条例、平成27年改正条例は、改元に対応する改正となります。施行期日は、令和2年4月1日になります。

以上、大空町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。1点だけ分かれば教えていただきたいのですが、概要の3ページの固定資産税、所有者不明土地等に係る課税ということですが、大空町内のどれだけの土地に所有者の不明があるのか、おおよそで良いのですが、関連があると思いますので、教えていただければと思います。

◇議 長 星加住民課長。

◇住民課長 申し訳ありませんが資料が手元にないので、後ほど調べてご報告

させていただきたいと思います。

◇議 長 その他質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第2号、専決処分の承認
を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第5 承認第3号

◇議 長 日程第5、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを
議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書17ページでございます。承認第3号、専決処分の承認
を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求
める。令和2年4月27日提出、大空町長、山下英二。

続きまして、議案書19ページをお開きください。専決処分書。大空町国
民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規
定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和2年3月31日、大空町長、
山下英二。

議案書21ページが改正条文でございます。議会臨時会参考資料69ペー
ジに大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を、70ページ
及び71ページに新旧対照表を掲載してございます。概要により改正内容を
説明させていただきますので、参考資料69ページをお開きください。

承認第3号関係でございます。今回の専決処分は令和2年度の税制改正に
おいて、現下の経済動向等を踏まえ、地方税法施行令等の一部を改正する政
令が施行されたことに伴い、大空町国民健康保険税条例の一部改正が必要と
なったことから、地方自治法の規定により、本年3月31日付けで専決処分
をさせていただき、これを報告し、承認を求めるものでございます。

項目、国民健康保険税の減額について。関係条文は、条例第21条第2号、

5割軽減の判定所得額につきましては、基礎控除額に加算する被保険者数等に乘じる額を28万円から5,000円引き上げ、28万5,000円として算出することとさせていただきます。

同じく同条第3号、2割軽減の判定所得額につきましては、基礎控除額に加算する被保険者数等に乘じる額を51万円から1万円引き上げ、52万円として算出することとされたことに伴い改正したものでございます。いずれもこの改正の施行期日につきましては、令和2年4月1日としてございます。

この改正の適用区分は、附則第2項で令和2年度以後の国民健康保険税から適用し、令和元年度以前の国民健康保険税は、従前の例によることとしてございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご承認いただきますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第4号

◇議 長 日程第6、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。鈴木福祉課長。

◇福祉課長 議案書23ページをお開きください。承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年4月27日提出、大空町長、山下英二。

議案書25ページをお開きください。専決処分書。大空町介護保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和2年3月31日、大空町長、山下英二。

27ページは改正文でございます。臨時会参考資料73ページに大空町介護保険条例の一部を改正する条例の概要、74、75ページには新旧対照表を掲載しております。概要により改正内容を説明させていただきますので、参考資料73ページをご覧ください。

今回の改正は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の改正において、低所得者の保険料軽減強化として実施されている所得段階別の減額賦課に係る保険料率の算定基準が改正されたことに伴い、介護保険条例の一部を改正するものであります。

項目欄、保険料率について、関係条文は、条例第2条第3項でございます。低所得者の保険料軽減強化として、第2条第1項第1号に該当する第1段階の被保険者の令和2年度における介護保険料について、年額3万1,200円を1万8,720円に減額します。

同条第4項、同じく第2段階の被保険者の介護保険料について、年額4万6,800円を年額3万1,200円に減額します。

同条第5項、同じく第3段階の被保険者の介護保険料について、年額4万6,800円を年額4万3,680円に減額します。

この改正の施行期日は、いずれも令和2年4月1日としております。

また、この改正の経過措置として附則第2項において、令和元年度以前の介護保険料については、改正前の規定を適用することとしております。

以上、提案理由の説明を申し上げますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎日程第7 承認第5号

◇議 長 日程第7、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを

議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇**総務課長** 議案書29ページです。承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和2年4月27日提出、大空町長、山下英二。

31ページをお開き願います。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和2年3月31日、大空町長、山下英二。

33ページです。今回の補正予算の専決処分は、本年3月末に地方譲与税、地方交付税、地方債などの額が確定したことにより専決処分させていただいたものでございます。

令和元年度大空町一般会計補正予算（第10号）。令和元年度大空町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,184万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億1,048万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。令和2年3月31日、大空町長、山下英二。

35ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。2款、地方譲与税に743万2,000円を追加。3款、利子割交付金から21万6,000円減額。4款、配当割交付金から10万8,000円減額。5款、株式等譲渡所得割交付金から51万5,000円減額。6款、地方消費税交付金に136万5,000円追加。8款、自動車取得税交付金に538万2,000円追加。9款、環境性能割交付金から477万6,000円減額。10款、地方特例交付金に1,116万6,000円追加。11款、地方交付税に3,415万5,000円追加。12款、交通安全対策特別交付金から19万1,000円減額。15款、国庫支出金に429万2,000円追加。17款、財産収入から33万9,000円減額。21款、諸収入から640万円減額。続いて36ページです。22款、町債から940万円減額。歳入合計は4,184万7,000円追加し、89億1,048万6,000円とするものです。

37ページになります。歳出です。2款、総務費から33万9,000円減額。3款、民生費は財源振替のみで補正額はありません。6款、農林水産業費に122万7,000円追加。8款、土木費は財源の振替のみでございまして。9款、消防費に4,095万9,000円追加。10款、教育費、14款、災害復旧費はそれぞれ財源の振替のみで補正額はございません。歳出合計は4,184万7,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

38ページをお開き願います。第2表、地方債補正。1、変更です。防災対策整備事業債は、限度額を310万円減額し、500万円に。女満別中学

校整備事業債は、限度額を630万円減額し、2億7,600万円に変更するもので、それぞれ事業費の確定に伴うものでございます。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、46、47ページをお開き願います。

2款1項9目25節、財政調整基金積立金33万9,000円の減額は、歳計現金への繰替運用に係る額が確定したことに伴うものでございます。

3款2項3目、保育所費は、特定財源の国庫補助金5万4,000円が地方特例交付金の子ども・子育て支援臨時交付金としまして措置されることによります財源の振替です。

6款2項1目25節、森林環境譲与税基金積立金に122万7,000円の追加は、森林環境譲与税の充当事業費が確定したことに伴うものでございます。

8款2項3目、除雪対策費は、補正額はありませんが、特定財源の国庫支出金に710万9,000円を追加しまして、同額を一般財源で減額しております。除雪対策事業交付金が増額交付となったことによるものでございます。

9款1項4目、災害対策事務費、15節、役場庁舎防災機能強化工事311万5,000円の減額は、災害時などにおける役場庁舎の非常用電源確保につきまして、当初予定しておりました工事手法を見直したことによります事業費の減でございます。

19節、北海道市町村備荒資金組合納付金4,407万4,000円の追加は、今回の補正予算による財源につきまして、災害など有事の際に備えて納付しております備荒資金組合に積み立てるものでございます。

10款3項1目、学校管理費は、補正額はありませんが起債対象事業費が減額となりましたことから、地方債の630万円を一般財源とするものでございます。

5項1目、幼稚園費は、特定財源の国庫補助金276万3,000円が地方特例交付金の子ども・子育て支援臨時交付金としまして措置されることによります財源の振替です。

14款1項1目、道路橋りょう災害復旧費、さらに2目、河川災害復旧費は財源として予定しておりました備荒資金組合納付金の支消を取りやめるもので補正額はございません。

続きまして、歳入の説明をしますので42、43ページをお開き願います。歳入につきましては、3月末までにそれぞれ譲与税、交付金、交付税、地方債などの額の確定によるものです。

2款1項1目1節、地方揮発油譲与税から404万3,000円を減額。

2項1目1節、自動車重量譲与税に33万1,000円を追加。

3項1目1節、航空機燃料譲与税に1,114万4,000円の追加は、航空機発着便数の増加や機材の大型化などに伴うものであります。

3款1項1目1節、利子割交付金から21万6,000円の減額。

4款1項1目1節、配当割交付金から10万8,000円減額。

5款1項1目1節、株式等譲渡所得割交付金から51万5,000円の減額。

6款1項1目1節、地方消費税交付金に136万5,000円の追加は、昨年10月から消費税率が引き上げられたことによりまして、増額となっているものでございます。

8款1項1目1節、自動車取得税交付金に538万2,000円の追加。

9款1項1目1節、環境性能割交付金から477万6,000円の減額は、税制改正によりまして、昨年の10月から自動車取得税が廃止をされ、環境性能割の制度が導入されたことを受けまして、予算措置をしておりましたが見込みを下回ったことによるものでございます。

10款2項1目1節、子ども・子育て支援臨時交付金に1,116万6,000円の追加は、昨年10月から開始されております幼児教育、保育の無償化に係る地方負担分につきまして、地方特例交付金として国から交付されたものでございます。

11款1項1目1節、特別交付税に3,415万5,000円の追加は、当初の見込みより増額交付となったもので、普通交付税を含めた地方交付税の総額では、35億2,329万3,000円で、対前年比2,242万3,000円の減となっております。

44、45ページをお開き願います。12款1項1目1節、交通安全対策特別交付金から19万1,000円の減額。

15款2項2目2節、子ども・子育て支援臨時交付金281万7,000円の減額は、当初、国庫補助金としての交付が予定されておりましたが、先ほど説明させていただきました10款の地方特例交付金としての交付となったことによるものでございます。

4項1目1節、除雪対策事業交付金710万9,000円の追加は、国からの配当が増額となったことによるものです。

17款1項2目1節、財政調整基金利子33万9,000円の減額は、歳出で説明しましたとおり、歳計現金への繰替運用に係る額が確定したことによるものです。

21款4項11目1節、備考資金組合普通納付金災害支消金640万円の減額は、今回の財源調整により支消しないこととしたためでございます。

22款の町債につきましては、第2表で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。本案は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、承認第5号、専決処分の承認
を求めることについては、承認することに決定しました。

- ◇議 長 暫時休憩します。

(暫時休憩 午前10時38分)

(再開 午前10時38分)

- ◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 同意第3号

- ◇議 長 日程第8、同意第3号、大空町固定資産評価員の選任についてを
議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。山下町長。

- ◇町 長 議案書の49ページでございます。同意第3号、大空町固定資産
評価員の選任について。次の者を大空町固定資産評価員に選任したいので、
地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。令和2年4
月27日提出、大空町長、山下英二。

記以下でございます。住所、北海道網走郡大空町女満別西1条6丁目3番
1号。氏名、星加政志。生年月日、昭和38年4月27日生まれでございます。

このたびの固定資産評価員の選任は、本年4月1日付けの職員の人事異動
に伴い、住民課長であります星加政志を選任したいものでございます。

なお、本人の履歴につきましては、議会参考資料の77ページ、78ペー
ジに掲載しております。ご覧をいただきたいと思います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、ご同意賜りますようよ
ろしくお願いを申し上げます。

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから同意第

3号、大空町固定資産評価員の選任についてを採決します。お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第3号、大空町固定資産評価員の選任については、同意することに決定しました。

◇議 長 暫時休憩します。

(暫時休憩 午前10時40分)

(再開 午前10時41分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 同意第4号

◇議 長 日程第9、同意第4号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。山下町長。

◇町 長 議案書の51ページでございます。同意第4号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任について。次の者を大空町職員懲戒審査委員会委員に選任したいので、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により、議会の同意を求める。令和2年4月27日提出、大空町長、山下英二。

記以下でございます。住所、北海道網走郡大空町女満別西4条3丁目1番5号。氏名、林敏美。生年月日、昭和42年1月1日生まれでございます。

このたびの職員懲戒審査委員会委員の選任は、4月1日付け職員の人事異動に伴い、総務課長である林敏美を選任したいものでございます。任期につきましては、規則の定めるところにより前任者の残任期間とするものであり、令和4年6月19日までとなっております。

なお、本人の履歴につきましては、議会参考資料の79ページ、80ページに掲載をしております。ご覧をいただきたいと思います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、ご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから同意第4号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任についてを採決します。お諮りします。本件は同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、同意第4号、大空町職員懲戒審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◇議 長 暫時休憩します。

(暫時休憩 午前10時44分)

(再開 午前10時45分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 議案第36号

◇議 長 日程第10、議案第36号、令和2年度大空町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

◇総務課長 議案書53ページです。議案第36号、令和2年度大空町一般会計補正予算(第2号)。令和2年度大空町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,461万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ99億6,140万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

一時借入金。第3条、一時借入金の借入れの最高額に7,200万円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を22億9,600万円とする。令和2年4月27日提出、大空町長、山下英二。

55ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。15款、国庫支出金に7,475万円追加。16款、道支出金から170万円減額。19款、繰入金に2,874万8,000円追加。21款、諸収入に1万4,000円追加。22款、町債に7,280万円を追加。歳入合計は1億7,461万2,000円を追加し、99億6,140万8,000円とするものです。

56ページをお開き願います。歳出です。7款、商工費に2,179万1,000円追加。8款、土木費に1億4,705万円追加。12款、職員給与に577万1,000円を追加。歳出合計は1億7,461万2,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

57ページです。第2表、地方債補正。1、変更です。住宅リフォーム事業債は、限度額に50万円追加し、770万円に変更しています。住宅リフ

ホーム事業補助金に不足が生じますことから、財源としている地方債を増額するものです。開陽中央線道路整備事業債は、限度額に7,230万円追加し、1億2,070万円に変更しています。国の社会資本整備総合交付金が増額となりましたことから、事業費を増額するとともに、財源の地方債を変更するものでございます。いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので64、65ページをお開き願います。

7款1項1目、商工業振興費、18節、負担金補助及び交付金に総額2,534万5,000円を追加しています。新型コロナウイルスの感染症拡大による事業者への影響などを考慮しまして、経営の安定化を図る施策の一環でございます。

住宅リフォーム事業補助金に59万3,000円の追加は、現行予算720万円に対しまして、27件、779万3,000円の応募がありましたことから、全件を採択することとして増額するものです。

次に起業化支援事業補助金に345万2,000円を追加しています。当初2件の見込みに対しまして、現在4件の申請がありますが、今後さらに新規2件分を加えまして、合計6件分として増額するものです。

商工業店舗改修・設備投資促進支援事業補助金に30万円の追加は、現行3件、90万円の予算措置に対しまして、4件の補助見込みとなりましたことによるものでございます。

次の新型コロナウイルス感染症経済対策事業、大空町商工業持続化支援事業補助金2,100万円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業者の厳しい経営状況を踏まえまして、売上げの減少割合に応じて、1件あたり最大30万円を支援するものです。

2目、全国芝桜フォーラムin大空町補助金355万4,000円の減額は、5月21日に開催を予定しておりました全国芝桜フォーラムin大空町につきまして、新型コロナウイルスの影響により、来年度に延期することとしたためによる減でございます。

8款2項4目、開陽中央線道路整備事業に係る14節、工事請負費1億4,200万円の追加、16節、用地買収費505万円の追加は、国からの社会資本整備総合交付金が増額交付となりますことから、事業費を追加するものです。なお、事業に関わります箇所図につきましては、参考資料の81ページに掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

議案書の12款1項2目1節、報酬、2節、職員手当等、4節、共済費、総額577万1,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策に係る業務に対応するため、新たに会計年度任用職員を雇用することとし、3人、11カ月分の人件費を措置するものでございます。

続きまして、歳入の説明をしますので、62、63ページをお開き願います。15款2項7目1節、道路橋りょう費補助金に1,943万7,000円の追加は、その二つ下にあります、4項1目1節の橋梁補修等事業交付金が増額に移行となったことによる増減でございます。

戻りまして、一つ上の開陽中央線道路整備事業交付金に7,475万円の追加は、国からの社会資本整備総合交付金の配当が増えたことによるものでございます。

次に16款2項5目1節、全国芝桜フォーラムin大空町開催事業補助金から170万円の減額は、新型コロナウイルスの影響による開催延期に伴いまして、財源としておりました北海道からの地域づくり総合交付金を減額するものです。

19款1項1目1節、財政調整基金繰入金585万円の追加は今回の財源調整のために繰り入れるものです。

同じく5目1節、地域振興基金繰入金2,289万8,000円の追加は、歳出で説明させていただきました起業化支援事業、商工業店舗改修・設備投資促進支援事業、商工業持続化支援事業の実施にあたる財源として繰り入れるものです。

21款4項7目1節、雇用保険料納付金に1万4,000円の追加は、新たに雇用する会計年度任用職員に伴うものです。

22款の町債につきましては、第2表で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。1点だけ確認させてください。65ページで説明にもありましたが、上段の説明の中で、新型コロナウイルスの感染対策ということで、大空町商工業持続化支援事業補助金2,100万円とあります。これは説明の中でもあったように町内の各事業所を支援すると。近隣の市町村も行っているのですが、この点については賛同しておりますが、1点気になったのが社会福祉法人も通所事業が休業になって、大変減収になっているのではないかと心配もしております。そのような福祉事業所に対しても支援などを考えているのか。ほかの自治体で行っていないのですが、町独自でそのような考えはあるのか。その点について、お聞かせをいただきたいと思っております。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 この新型コロナウイルスの感染対策については、全てを一度に皆様にお示しをいたしまして、ご審議をいただくということができていない状況でございます。日々状況が変わる中で、3月の定例会、また3月の臨時会、そして今回となりました。その他にも今現在、検討しているものがございしますが、また形となっておりません。

今後、国は地方創生臨時交付金、地方に対して1兆円を交付するという方針を立てておりまして、これらについて、5月中頃に事業計画を出し、そして6月に配当額が決まるという情報がございます。

そういった中におきまして、地域の医療機関でありますとか、介護機関、こういったものに対する支援も考えていかなければならないのではないかと。そういったことを担当に指示をしてございます。どんな形式になるか、また、具体的にどの程度が必要になるのかどうなのかも含めて、今後の議論となつてこようかと思っておりますが、そういったものも想定をしながら、今後の対策の検討を進めることとしてございます。もう少しお時間をちょうだいできればと思っているところでございます。

◇議 長 3番、上地議員。

◇上地議員 はい、3番。是非、そのような通所介護の対象の方を含めて、福祉事業者の方が困らないよう対応していただきたいなど。

実際、通所介護っていうのは居宅サービスにおいては中核的なものでありますし、実際、入浴介護とか適切な支援が受けられなくなって困難な方も出ていると、テレビの報道でもあります。その点も福祉会と連携して進めていただきたいなと思います。

以上で終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 関係者の皆様にも状況を把握させていただきたいと思っております。そのような中で、こういった制度設計ができるかといったことを今後、検討してまいりたいと思っておりますので、またご指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。9番、松岡議員。

◇松岡議員 はい、9番。新型コロナ対策の関係であります。なかなか収束が見えない中で、大空町として早期の対策を打っていただきました。第1弾ということで飲食店応援商品券、またプレミアム商品券の発行をいただきました。飲食店応援商品券につきましては、ほぼ3日で完売をしたという状況で、今現在、使われております。また、昨日発売されましたプレミアム商品券につきましても、女満別地区は約20分、東藻琴地区は40分で完売をしたという話を聞いております。それぞれ対策効果があったのかなと思っております。

今回提出されております補正予算の2、100万円という金額につきましては、了とすところでありませう。

ただ、今日の新聞報道で、緊急宣言の延長もあり得るといふようなことも載っております。なかなか収束の目途が立たない中で、今後、町長も言われましたが、第3次、第4次の支援策が必要になってくるだろうと思っております。ただ、単独自治体でこれをするといふことはなかなか厳しい中で、国、道を含めた、動向に注視をすべきだと、当然されていると思っておりますが、

その中で、スピード感を持ってやっていただくということが、その支援を受ける人たちにとって有意義なことであろうと思っています。今、少し出ましたが、今後、その対策として何か、具体的なものはまだこれからでしょうが、何か町長のお考えがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 現在まで、3月の第1回定例会におきまして、中小企業振興資金の条例の改正をお願いいたしまして、特別枠としての融資の制度を認めていただきました。また3月30日にはプレミアム商品券に係る事業予算、さらには衛生消耗品の購入予算、そして町の施設で貸付けている飲食店等々の猶予の規定、条例改正などもお認めをいただき、そして本日4月27日に町内の商工事業者が将来とも私どもの町でご商売をしていただくための持続化の支援事業、さらには商工会から要望のございました、関係する住宅リフォーム事業、起業化支援事業、商工業の店舗の改修・設備投資の促進事業、こういったものの予算もお認めをいただいたところでございます。

さらに前段ご質問のありました医療機関や介護機関、大変神経を使う中で、私どものような町にある施設、機関であっても大変ご苦勞をしている、掛かる経費も増えているということが想定されますので、そういったものに対する支援も今後必要になるのではないかと、そういったお話をさせていただきました。

そのほかに固定資産税等々の猶予、これは国のほうで方針が示されておりまして、また、法令改正の中で、来年度の分について固定資産税を減免するというのを考えているという発表もございました。併せまして、町としての使用料等々、関係するものなど今回のコロナの影響によって、ご商売などの収入などが落ちているということなどを想定した使用料等の減免についても、後ほどお諮りをするべく、現在作業を進めてございます。

さらに国、北海道が連携をいたしまして、休業補償などをされて、今回の5月6日までの分についてしてございます。今現在、大空町でそこに上乗せをするというところまでの方針は持っておりませんが、ただ、当初皆さんが考えていたよりも、このコロナウイルス対策は長期化すると、今日の新聞でも休業が延長されるのではないかとといった報道もございました。そういったときには、本当に国から、さらには北海道から、さらなる休業補償などが出るとかどうなのか、大変難しいのではないかと考えるところもあります。そういったときに、町としても努力をしていかなければならないのではないかと考えているところでございます。

なかなか先ほど申しましたように、1回の中で全てをお示しするわけにはいきませんが、そういった中において、町内では不安が広がるということに繋がりにかえりません。議会でお認めをいただくことはもちろんであります、そういった議論の経過、方向性、検討している内容、そういったものを町民の皆様にお知らせをしながら、その不安を少しでも解消できるようにしていくことも、大切なことではないかと思っています。最終的には予算も関

係しますので、本会議でお認めをいただかなければならないわけですが、議会の皆様との前段での委員会協議などを踏まえながら、できるところから町民の皆様にはアナウンスをしていく、周知をしていくという手法を取りながら、町内における不安材料というものを少しでも軽減していくように、そちら側でも努めてまいりたいと考えているところでございます。

さらに交通関係でありますとか宿泊関係、こういったところも非常に厳しい状況がありますが、ここは収束の方向が少し見えてこないと予算をつけてもなかなか執行するに至らないという状況もあるのではないかと、そういったことを考えながら、適切な時期にご提案をさせていただきたいと思うところでございます。

今後とも各方面からご指導いただきますように重ねてお願い申し上げたいと存じます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 9番、松岡議員。

◇松岡議員 はい、9番。なかなか収束が見えない中で大変ですが、頑張りたいと思っております。

今回の補正予算2、100万円の中身を見ますと、建設業が省かれているというか、この中には載っていないということでもあります。今現在、言われているトイレとかユニットバスとか、なかなか部品が入ってこないという中で、建設業の方々たちについても、成果品として納めることができないと、そのことも今なっているようであります。今後の課題として一つ考えをいただくことも必要なかなと思っておりますので、今、町長が言われた、今後のいろいろな対策の中の一つとして、また、お考えをいただければなと思っておりますので、もしお考えがあれば、お聞かせを願いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今回、対象業種の中で、影響が非常に甚大なところを優先的に選定させていただきました。この協議にあたりましては、商工会とも協議をさせていただいたところでございます。当初、関連する建設業の中のまた再分化した中での業種の中では、非常にその品物の入りが悪いと、そのことによって仕事が遅くなったり、さらにはさまざまな経費が掛かるところがあるということで、一部業種を取り入れようかという議論もいたしました。今回はまず建設業というよりは、その他の業種、そこに集中的に支援をするべきではないかという商工会側の判断もありまして、今回は除かせていただいたところでございます。

町が発注する工事につきましては、工期を伸ばすでありますとか、さらには前払金の拡充をするということで、皆様にご理解を頂戴してございますが、建設業の方々、民衆としてのご商売もたくさんあるかと思っております。そのような状況を今後も確認をさせていただきながら、支援が必要な状態が出れば、そこも何がしかの対応を考えていかなければならないものと考えているとこ

ろでございますが、今回の中からは除かせていただいたというところでご理解を賜ればと思います。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第36号、令和2年度大空町一般会計補正予算(第2号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第36号、令和2年度大空町一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第7号

◇議 長 日程第11、発議第7号、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、総務厚生常任委員に三條幸夫議員、上地史隆議員、沢出好雄議員、品田好博議員、松田信行議員、近藤哲雄議員。産業建設文教常任委員に後藤忍議員、田中裕之議員、原本哲己議員、齋藤宏司議員、松岡克美議員、深川昇議員。議会広報常任委員に後藤忍議員、三條幸夫議員、上地史隆議員、田中裕之議員、深川昇議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しましたとおり、常任委員に選任することに決定しました。

◇議 長 暫時休憩します。

(暫時休憩 午前11時09分)

(再開 午前11時09分)

◇松田副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の常任委員辞任についてを議題とします。総務厚生常任委員に選任さ

れた議長から、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長特有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当ではないし、また、行政実例でも議長については、辞任を認めているところでもありますので、総務厚生常任委員を辞任したいとするものであります。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇松田副議長 異議なしと認めます。したがって、近藤哲雄議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

暫く休憩します。休憩中に各常任委員会では、委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

再開はブザーをもってお知らせします。事務局から連絡事項をいたさせます。

◇議会事務局長 各委員会の部屋割及び担当書記を連絡します。総務厚生常任委員会は2階1号会議室で行います。事務局担当は田中主幹でございます。産業建設文教常任委員会は2階2号会議室です。事務局担当は藤田でございます。議会広報常任委員会は総務厚生常任委員会、産業建設文教常任委員会終了後、2階2号会議室で開催します。

なお、委員会終了後は、議員控室にお集まりください。以上です。

(休憩 午前11時11分)

(再開 午前11時25分)

◇議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。休憩中に各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。総務厚生常任委員会委員長に沢出好雄議員、副委員長に上地史隆議員。産業建設文教常任委員会委員長に原本哲己議員、副委員長に田中裕之議員。議会広報常任委員会委員長に深川昇議員、副委員長に上地史隆議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第12 発議第8号

◇議長 日程第12、発議第8号、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、沢出好雄議員、原本哲己議員、深川昇議員、齋藤宏司議員、松岡克美議員を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員に選任することに決定しました。

暫く休憩します。休憩中に2階2号会議室で議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

再開はブザーをもってお知らせします。

(暫時休憩 午前11時27分)

(再開 午前11時33分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。議会運営委員会委員長に齋藤宏司議員、副委員長に松岡克美議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◇議 長 ここで、先ほどの日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてのうちの三條議員の質疑に対しての答弁を求めます。住民課長。

◇住民課長 先ほど承認第2号で三條議員より質問いただきました土地所有者の不明な件数どのくらいかということですが、現在、大空町におきまして所有者が不明な土地については1件でございます。

簡単な概要ですが、平成28年度に土地所有者が亡くなりまして、相続人が複数おられます。ただ、国内の相続人につきましては、全員相続を放棄され、また、国外に2名ほどおられますが、その2名について、どちらも詳細な住所がつかめてないということのため、土地所有者が不明だという形になっています。

以上でございます。

◇議 長 ここで暫時休憩します。

(暫時休憩 午前11時35分)

(再開 午前11時36分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま山下町長から、議案第37号、令和2年度大空町一般会計補正予算(第3号)が提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと

思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。よって議案第37号、令和2年度大空町一般会計補正予算(第3号)を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第37号

- ◇議 長 追加日程第1、議案第37号、令和2年度大空町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。林総務課長。

- ◇総務課長 追加議案書の1ページをお開き願います。議案第37号、令和2年度大空町一般会計補正予算(第3号)。

令和2年度大空町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,898万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ106億9,039万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和2年4月27日提出、大空町長、山下英二。

3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。15款、国庫支出金に7億3,127万5,000円追加。19款、繰入金から229万1,000円を減額。歳入合計は7億2,898万4,000円を追加し、106億9,039万2,000円とするものです。

4ページをお開き願います。歳出です。3款、民生費に7億2,821万9,000円追加。12款、職員給与費に76万5,000円を追加。歳出合計は7億2,898万4,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から行いますので10、11ページをお開き願います。

3款1項1目、特別定額給付金給付事業の10節、消耗品など需用費に65万3,000円追加。

11節、郵便料など役務費に189万7,000円追加。

12節、総合行政情報システム改修委託料に401万5,000円追加。

13節、複合機借上料に5万9,000円追加。

18節、特別定額給付金に7億1,100万円の追加は、いずれも1人につき10万円を給付する国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る事業費でございます。

次に子育て特別給付金支援事業の10節、消耗品など需用費に6万7,000円を追加。

1 1 節、郵便料など役務費に 2 8 万 3, 0 0 0 円追加。

1 2 節、子育て特別給付金システム構築委託料に 1 0 4 万 5, 0 0 0 円追加。

1 8 節、子育て特別給付金に 9 2 0 万円の追加は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けております子育て世帯の生活を支援するため、対象児童 1 人につき 1 0, 0 0 0 円を支給する国の給付金事業に係る事業費でございます。

1 2 款 1 項 2 目 1 節、報酬、4 節、共済費、総額 7 6 万 5, 0 0 0 円の追加は、このたびの特別定額給付金、子育て特別給付金事業に係る事業に対応するため、会計年度任用職員 2 人分の人件費を措置するものでございます。

続きまして、歳入の説明をしますので、8、9 ページをお開き願います。

1 5 款 2 項 2 目 3 節、特別定額給付金給付事務費補助金から、子育て特別給付金給付事務費補助金まで総額 7 億 3, 1 2 7 万 5, 0 0 0 円の追加は、歳出で説明させていただきました給付金事業に係る国からの補助金でございます。

1 9 款 1 項 1 目 1 節、財政調整基金繰入金から 2 2 9 万 1, 0 0 0 円の減額は、本日の臨時会におきまして、先にお認めをいただきました一般会計補正予算（第 2 号）におきまして、新たに任用する会計年度任用職員 3 人分の人件費の一部につきまして、今回の国から補助金を充当するため繰り入れを取りやめるものでございます。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。2 番、三條議員。

◇三條議員 はい、2 番。まず 1 1 ページの総合行政情報システム改修委託料で 4 0 1 万 5, 0 0 0 円を計上されていますが、これもコロナに係るシステムの改修ということでよろしいのでしょうか。

それともう一つ、せっかくの機会ですから、給付までのスケジュールを概略で結構ですから説明をしていただきたいと思います。基準日、いつからいつまでの期間に申請をするのか、そういったスケジュールについて、再度説明をしていただければと思います。

以上、よろしく願います。

◇議 長 阿部福祉課参事。

◇福祉課参事 三條議員からご質問のありましたことにつきまして、回答させていただきます。

1 点目でございます。改修費につきましては、総合行政情報システム改修委託料としまして 4 0 1 万 5, 0 0 0 円。今回計上させていただいたものにつきましては、特別定額給付金に係ります申請書の発行、給付金の管理等に伴います改修でございます。

また、スケジュールの関係でございます。スケジュールにつきましては、総務省から配偶者からの暴力を理由に避難している方の申出期間、また、市町村間の連絡調整の期間ということで、全国の市町村におきまして、一律にその期間を設けることとされてございます。4月24日から30日までが、それぞれの市町村に申し出る期間。また、5月1日から8日の間にそれぞれの申し出がありました市町村間での連絡調整の期間ということで設けることとされてございます。

その後、今現在、システム会社のほうと改修について打ち合わせをさせていただいてございますので、今後、システムの改修が終了後、申請書の発送の準備に掛かりたいと思っておりますのでございます。5月中旬以降の申請書発送を予定しておりまして、順次、発送をした後、受付後、振込手続というようなことで考えているところでございます。

基準日につきましては、令和2年4月27日が基準日ということで、4月27日に大空町の住民基本台帳に登録記載されている方が対象になるものでございます。

申請の期限でございます。郵送申請方式の給付申請受付の開始日から3カ月以内というようなことになってございます。発送後3カ月というようなことでの期限となっております。

◇議 長 2番、三條議員。

◇三條議員 はい、2番。期限が限られた中で申請していただくということだと思うのですが、中には高齢者とか障がい者とか、連絡がよく行き渡らないで期限が近づいてしまうというようなことがあるのかなと心配しているのですが、郵送による方式、もちろん電話、訪問といろいろな方法があると思うのですが、貰う人が権利としてある権利を逃すことのないように、しっかりと対応していただければと思います。以上です。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今回の給付金の支給につきましては、国は迅速な対応というものを求めております。そういったものをももちろん目指して行くわけですが、私どもとしても別な視点から考えておかなければならないのは、誤りがあってはならないということ、さらには漏れがないようにこの給付をきちんと権利のある方々にお届けするという、さらにはその交付事務にあたって接触をできるだけ避けるというようなことなどにも注意をしていかなければならないと考えてはおります。そのようなことから国は、オンラインでの申請でありますとか、郵送による申請ということではあります、単純にそれを私どもの地域に全て置きかえるわけにはいかないのではないかと考えてございます。接触の機会をできるだけ減らすことはもちろんではありますが、しっかりとその内容をお伝えする、そのことにも意を払いながら、先ほど言った誤りや漏れのない支給体制をつくってまいりたいと思っております。

是非、これから皆さんにお知らせをしながら進めていくわけでありますが、議員の皆様におかれましても、いろいろな方々からのお問い合わせもあるのではないかと思います。私どもも皆様方に情報を提供しながら進めてまいりますので、また、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第37号、令和2年度大空町一般会計補正予算(第3号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第37号、令和2年度大空町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。山下町長。

◇町 長 本臨時会の開催にあたりましては、前段、4月17日に常任委員会が開催されました。その折、急遽、今回提案をさせていただきました持続化支援金の考え方などについて説明をさせていただいたところであります。

また、追加議案といたしまして今回、特別定額給付金でありますとか子育て特別給付金にかかる補正予算案の提案をさせていただいたところでございます。

こういった急遽のご提案となってしまったことについて、議員各位には大変ご迷惑をお掛けいたしました。お許しをいただきたいと思いますし、あわせてご理解を頂戴いたしましたことに重ねてお礼を申し上げたいと思います。

新聞報道でございましたが、正しい理解かどうかは少し不明な点がございましたが、4月20日開催の網走市議会において、補正予算案が修正となったという記事がございました。これらを新聞報道で読みますと、4月13日に1週間前に提案するその内容について、議員協議会などでの説明が行われていた。その席では、異論というものはほとんどなかったということでありましたが、4月20日までの1週間の間に非常に状況変化がございました。そのような中で、総務委員会に付託されたようでございますが、さまざまご

意見が出て、1週間前、4月13日の意見とは大変異なった判断となったというようでございます。

この間、緊急事態宣言でありますとか、外出の自粛、矢継ぎ早に出される中で、その時間経過の中で生じた齟齬ではなかったのかなと感じたところでございます。

現状、私たちの生活は通常状態ではないと思っております。非常時とまではいきませんが、緊急時であることは間違いない。そういった変化に応じた中で、迅速な対応というものが求められていると改めて感じたところがございます。今後も予想し得ない状況でありますとか、対応が求められる可能性が非常に多くあるのではないかと感じてございます。

職員にも、ここしばらくは緊急時であるという認識を持った対応が必要であると話をしております。今後もこういったことが起こり得ることを予想しておりまして、是非とも皆様にはご理解を賜りたいものと思っております。

また、今日の質疑の中で今後の考え方などについてもお尋ねをいただきました。現在、5月にも臨時会の開催をしたいと思いながら日程調整をお願いしているところでございます。そういった中におきましては、税等の猶予でありますとか減免、さらには使用料等の減免に対する考え方を整理してお諮りをしたいと思っておりますし、かねてよりご要望、地域からもありました、また商工会からも要望を受けております民間同士における賃貸借の使用料に対する支援措置についても、現在調整をしておりますので、こういった内容についてもご提案をしてみたいと考えてございます。

さらに、先ほどの答弁の中でも申し上げましたように新聞報道では、5月中旬までに地方創生臨時交付金の計画を国に出すようにと、さらに6月には、それらの金額も決定をして配分をしていくというような報道もございます。そういったものなどにつきましては、先ほどの医療機関や福祉機関、そういったものを応援する、また、今回さまざまな制度が国や北海道から出ておりますが、そういったところにかからない方々をどのように町として手当てをしていくのか、それが地方に配分される1兆円の使い道の使途ではないかと思っておりますので、そういった制度設計を今後考えてまいりたいと思っております。

また、今までお認めをいただいております既存予算、こういったものも財源に余裕があれば、この臨時交付金を充当するというような財源調整をしていかなければならないのではないかと考えているところでございます。

冒頭言いましたように、全ての対策を一度にお示しできれば、それにこしたことはないと思っておりますが、細々たびたびになっていることに改めて申しわけない気持ちで一杯でございますが、言いましたように状況が刻々と変化していく中で、適時適切に対応してまいりたいと考えてございます。今後のさまざまな検討につきましては、議員からもご指導をいただきますように、お知恵を拝借したいと思っておりますので、そういった面からもご指導賜りますようお願いを申し上げたいと存じます。

大変、本日の議会、イレギュラーな対応になったことを改めてお詫びを申

し上げて、お礼に代えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

◇議 長 以上で、令和2年第2回大空町議会臨時会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

(閉会 午前11時55分)